倫理綱領ワーキングチームの想い

　難しい言葉でなく、いつも使っている言葉で、一人ひとりの心に響いてくるような説明分にしました。
迷った時、行き詰った時に、この北九州倫理綱領の意図している事が、相談支援専門員の頭の隅っこから蘇り、明るく光りを照らす道しるべになれたら
素晴らしい事だと思っています。

①　から⑦までが作られるまでの経緯（想い）

①　権利擁護
　私たちが権利を守る相手は利用者ではありますが、その利用者のご家族との関係性を守る事も、利用者自身を守る事に繋がる事と解釈しました。

②　自立支援
　利用者自身が自ら立ち上がろうとする気持ちになるには、どのような働きかけをしていく事がいいか。

③　法令順守
法令遵守の「遵」は祭祀で決めたことに従う、という意味があり、「遵守」が妥当な使い方ではありますが、わたしたちは法に沿って行動しながらも、時代の流れでその法も見直しをしていく必要性も出てきます。そこで、厳格に守るという意味の「遵守」でなく「順守」を用いて表現しました。

④　調和
　相談支援専門員は強くあるだけでなく、もっと大切な事は何？
　その大切な事の元になるものは何か。それをみなさん（相談支援専門員）に気づいてもらえたら。

⑤　地域づくり
　どんな地域だったら、安心して暮らせる地域になるだろうかというところから考え、それには私たちは何をしていったらいいかを伝えています。

⑥　教導と成長
　勤勉は日本人の美徳であると、ひと昔はいわれていましたが、
　個で学ぶより共同体で学ぶ事の大切さ。最近は相談支援事業所連絡会議にも参加する事業所が少なくなってきています。同じ場で同じ情報を共有しながら、課題を一緒に考えていく事の必要性を訴えました。

⑦　人生の伴走者
　相談支援専門員の本来の姿勢を示してみました。